

6月から

# 児童手当制度が変わります！

詳細は市ホームページを  
ご覧ください。



☎ 伊奈庁舎こども課 (内線4202)



## 所得上限限度額が新設

NEW!!

令和4年10月支給分から、所得上限限度額が新設されます。児童を養育している方の所得が「**所得上限限度額**」以上に該当する場合、手当は支給されません。「**所得制限限度額**」に該当する場合は特例給付対象者となり、児童1人あたり5,000円が支給されます。

### ■所得制限限度額と所得上限限度額

扶養親族数	所得制限限度額		所得上限限度額	
	所得額 (万円)	収入目安 (万円)	所得額 (万円)	収入目安 (万円)
0人	622	833.3	858	1,071
1人	660	875.6	896	1,124
2人	698	917.8	934	1,162
3人	736	960	972	1,200
4人	774	1,002	1,010	1,238
5人	812	1,040	1,048	1,276



## 現況届の提出が不要に

NEW!!

毎年6月提出の現況届の提出が不要になります。ただし、一部の方は現況届・変更届の提出が必要になります。

### ■現況届の提出が必要な方

- 離婚協議中に児童手当の認定請求を行い、現在も離婚が成立していない方
- 施設区分で児童手当を受給されている方（里親を含む）
- DVなどにより避難されており、住民基本台帳上の住所が、本市ではない方
- 市から提出の案内があった方

### ■変更届の提出が必要な方

- 離婚協議中に児童手当の認定請求を行い、その後離婚が成立された方
- 受給者の被用者、非被用者区分が変更になる方
- 加入する公的年金が変更になる方
- 市から提出の案内があった方

## 市 Facebook と Twitter をフォローしよう！

☎ 伊奈庁舎秘書広報課 (内線1105)

市 Facebook と Twitter をご存知ですか？  
広報紙やホームページでは伝えきれない情報も掲載中！  
ぜひ、フォロー・いいねをお願いします！



Facebookはこちら



Twitterはこちら



### 3 広報紙を読む頻度を教えてください。

毎月読む    2～3カ月に1回    半年に1回  
年に1回    ほとんど読まない

### 4 広報紙の満足度を教えてください。

満足    普通    不満

### 5 広報紙について改善してほしい部分を教えてください。

( )

### 6 よかった記事を教えてください。

( )

### 7 広報紙への意見・感想・掲載してほしい情報などがあれば教えてください。

( )